

いざという時に備えて！

# 平常時から地域で活用できる 「避難行動要支援者登録制度」

をご存じですか？

三豊市では、災害時の避難に支援が必要な方(避難行動要支援者)を登録※1し、お住まいの地域への情報提供に同意いただいた方を登載した「避難行動要支援者登録リスト」を作成しています。登録リストは、支援を必要とする方の把握、日頃からの声掛けや見守り活動、災害時の安否確認等に役立てます。なお、登録を希望される方には一人ひとりを支援するための計画(個別支援計画)※2を提出していただきます。

「避難行動要支援者登録リスト」は行政で保管し、災害発生時には避難所等に提供できる体制を整えているほか、登録している内容を、避難支援等関係者(民生委員児童委員や自治会長、警察、消防、社会福祉協議会、自主防災組織など)に提供しています。

自身の備えと地域の皆さんの協力によって成り立つ制度です。積極的にコミュニケーションをとり、日ごろから地域の皆さんと顔の見える関係づくりを心掛けていただくことが、いざというときの安心につながります。

なお、災害時には、避難支援を行う方やそのご家族の安全が確保されたうえで、可能な範囲で支援を行います。

※支援を行う方も被災している可能性があり、速やかな避難支援が難しい場合もあります。また、避難支援等関係者が法的責任や義務を負うものではありません。

「避難行動要支援者登録制度」ってどんなもの？



市内にお住まいで次のいずれかの方が対象となります。  
(施設入居者は除く。)

- ①要介護3～5の認定を受けている方
- ②身体障害者手帳1級または2級の方
- ③療育手帳AまたはAの方
- ④精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ⑤75歳以上の独居高齢者、高齢者のみの世帯の方
- ⑥上記に準ずる状態で、登録を希望する方

どんな人が  
対象者になるの？



新たに対象となった方には、  
『三豊市避難行動要支援者登録(変更)申請書※1兼個別支援計画※2』(以下、申請書)を市からお送りします。意思確認のため、登録の希望の有無にかかわらず、提出をお願いします。本人の意思にもとづく代理申請も可能です。

Q どんな内容が掲載されるの？

A 住所、氏名、性別、生年月日、身体の状態(介護度や障害支援区分) や暮らしの状態(独居等)のほか、同意のもと申請書にご記入いただいた情報(緊急時の連絡先や避難場所など)が掲載されます。



Q どんどころに情報提供されるの？

A 民生委員児童委員、自治会長、警察、消防、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等関係者となる団体に提供します。提供を希望しない方はその旨を申請書にご記入ください。

Q 提供した個人情報の取り扱いは？

A 避難支援等関係者は、登録リストに記載された個人情報及び支援することにより知り得た個人の情報を漏らしてはなりません。支援をする役割を離れた際も同様とします。

Q 地域支援者が見つからない！



A 地域支援者とは、災害時に必要な情報を伝えたり、避難を促したりしてくれる近くに住む方などのことです。見つからない場合でも申請はできますが、「まずは〇〇に集合する」など、いざという時に備えて自治会内などで話し合ってみましょう。

Q 登録内容の修正・変更がしたい

A 市福祉課にご連絡ください。代理の方が申し出る場合、必ず本人の了承を得てください。登録を希望していない方で、「希望する」に変更したい場合も市福祉課にご連絡ください。

避難行動要支援者



※災害時には人命の保護を最優先するため、情報提供に不同意の方でも情報を提供します。  
※本人同意のもと、市に情報提供をお願いします。



市ホームページでも申請書をダウンロードできます！



お問合せ先  
三豊市 福祉課  
0875-73-3015